

[リサーチレビュー]

[2011 Vol1 No7]

[保険医学総合研究所]

[2011年11月]

[目次]

研究報告

保険の履行期.....2

消費者向け研究報告解説

研究報告「保険の履行期」.....6

研究報告

保険の履行期

報告者 野口正孝

1. 改正前商法下での解釈

保険法制定前までは、保険金の支払時期について特別の定めが定められていないことから、保険金支払債務は、いわゆる「期限の定めのない債務」とされ、民法の412条が適用されるものとされていた。すなわち、請求のあった時が履行期であり、その時から保険者は履行遅滞の責任を負うことになる。¹

生保の約款は、上記の民法の原則を一部修正し、一般に「給付金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。」と規定されていた。

このような約款は有効と解せられていたが、事実の確認(調査)のための時間がいくらかかってもいいのかという問題があった。

しかし、判例²は損害保険について、請求日から30日の猶予期間を与える部分については有効性を認めるものの、30日を経過した後も調査が必要な場合でも、30日を経過により履行遅滞の責任が開始するという判断を下し、約款の効力を一部否定した。

この判決の中で指摘されたのは次の2点である。

- ① 約款の明確性 : 事実の確認(調査)が必要になる場合が不明確である。
- ② 保険契約者との利益の不均衡 : 結局、免責や告知事務違反の原因が無いことが確認できたとしても、事実の確認(調査)によって日数を要することによって保険金支払に支払時期が遅延されてしまい、保険契約者は一方的に利益が害されることになる。

このような判例の考え方に従えば、免責事由の存在が証明できなかったときには、遅延損害金を含めた金額の支払を余儀なくされることを覚悟した上で、事実の確認(調査)をと無ければいけなかった。

2. 新法における規律

保険法では、上のような議論を踏まえ、保険給付の履行期について規定が新設された。条文は、「期限の定めがある場合」と「期限の定めがない場合」とに区分して規定されている。

① 期限の定めがある場合

¹ 履行遅滞になれば、遅延利息を付して支払うことになる。

² 最高裁平成9年3月25日判決

保険給付を行う期限を定めたときは、その期限は一応有効であるが、生命保険契約上必要される事項の確認をするための「相当な期間」を経過するときは、その期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とする旨が規定された。この法律の規定からは、約定の期限が到来する前であっても「相当の期間」が過ぎれば保険者は履行遅滞になることになる。

しかし、現実には保険約款は金融庁の認可が必要であり、認可のための審査の段階で「相当の期間」の妥当性も審査されることになる。そういう意味では、保険法施行後の新約款の商品については、確認に要する相当の期間は、一応、約款の規定のとおりとなる。

保険法施行前の旧約款の契約については、当該保険法の条項は遡及適用されるから、約款の規定より保険法が優先的に適用されることになる。

実際は、各社とも「保険法施行に伴う変更特則」を作成し、既契約者に通知し遡及適用することによって、「相当の期間」を保険法施行後の特約と同じ期間に合わせている。

② 期限の定めがない場合

民法の原則によれば、保険金請求のあった時から履行遅滞に陥ることになるが、保険法では、保険事故や損害の発生などについて必要な調査を行うために「必要な期間」に限って、遅滞の責任を負わないこととしている。

この「必要な期間」は、「相当の期間」のように類型的に判断されるものではなく、個別の事案ごとに判断されるものとされている。この期間は、通常、期限の定めのある場合の「相当の期間」よりは短い期間と解されており、免責事由確認のために十分な期間を含むとは解されていない。この「必要な期間」の立証責任は、遅滞の責任を負わないことを主張する保険者が負うことになる。

3. 相当の期間

「相当の期間」の判断に当たっては、個々の保険給付の請求ごとに判断するのではなく、契約の種類、保険事故の内容やその態様、免責事由等の内容に照らして、類型的に判断される。

約定の期間を定めつつ、当該期限到来後も、調査の必要がある場合には相当の期間まで履行期を延長できるという内容の約款の定めは、本規定が片面的強行規定であることに照らして、無効とされる可能性が高い。

結局、約款で履行期に関して定める際には、これまでに集積された保険給付の履行のために調査に要した時間に関するデータを分析し、保険契約の類型ごとに確認するための相当期間を算出し、当該期間をもって履行期として規定することになる。

具体的には、次のように規定されている。

○保険金等の請求に必要な書類が到着した日の翌日から5営業日以内に支払う。

○ただし、確認、照会、調査が必要な場合には次のとおり。³

・保険金等の支払発生の有無の確認・・・45日

³ これらの日数は会社によって差異がある。

- ・保険金等の免責事由に該当する可能性があるとき・・・45日
- ・告知義務違反に該当する可能性があるとき・・・45日
- ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき・・・45日

○ただし、確認、照会、調査が必要な場合には次のとおり。

- ・保険金等の支払発生の有無の確認・・・45日
- ・保険金等の免責事由に該当する可能性があるとき・・・45日
- ・告知義務違反に該当する可能性があるとき・・・45日
- ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき・・・45日

○さらに、上記の確認のために下記の手段をとる場合

- ・医療機関または医師に対する文書照会・・・90日
- ・弁護士法に基づく照会・・・180日
- ・専門機関による特別調査分析または鑑定・・・180日
- ・警察、検察、裁判所への照会・・・180日
- ・海外での確認・・・180日
- ・災害救助法適用地域・・・60日

このように履行期について具体的に記載されたのは、平成20年4月の衆議院法務委員会の付帯決議で、保険給付の履行期については、保険給付を行うために必要な調査事項を例示するなどして確認を要する事項に関して調査が遅滞無く行われ、保険契約者等の保護に遺漏がないよう、約款の作成・認可にあたり十分に留意することが決議されたことなどによる。

4. 調査妨害

保険事故等の情報は、保険契約者側にあることが多く、保険法では、保険契約者側が正当な理由なく保険者の調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、保険者は遅滞の責任を負わないことにしている。

調査妨害の主体は、生命保険契約の場合、保険契約者と被保険者の他に保険金受取人が該当する。これらの者以外の病院や警察など第三者の事情で確認が遅延した場合など、保険会社と保険契約者等のいずれの責めに帰すこともできない理由によって、所要の期間内に調査を終えることができなかった場合は、保険会社は保険金等に遅延利息を付して支払わなければならないことになる。

5. 既契約遡及

前述のとおり、保険法施行前の旧約款の契約については、当該条項(履行期に関する条項)は遡及適用される。実際は、各社とも「保険法施行に伴う変更特則」を作成し、既契約者に通知し遡及適用させている。

参考文献

解説 保険法 弘文堂

消費者向け研究報告解説

研究報告「保険の履行期」の解説

皆さんは、一体保険金・給付金を請求したら何日で指定口座に入金されるのかご存知でしたか。基本的には、5営業日以内です。約款では、5営業日以内と約束されています。給付金を急いで受給する必要がある場合はそれほど多いわけではありませんが、給付金の入金確認ができれば皆さん一安心されます。保険会社は各社とも支払いサービスの向上を目指して保険金・給付金の支払いをできる限り早くお支払いすることを目指していますが、5営業日以内に支払えば約款上は妥当とされています。これ以上の日数支払いに掛かるようでは問題ですので、遅れた場合は遅延利息を支払うこととなります。請求から支払までの期間を計測する決め事は細かく規定されていますが、その解説は省略いたします。

一般の方にとって重要なのは5営業日ということです。しかし、報告書にあるとおり保険金・給付金請求に関しては、調査が必要になるケースもあるわけですから、調査の内容によっては45日あるいは90日以上の日数が必要になることがあります。約款には、調査に掛かる手間に合わせて支払期日が決められています。これらの日数を難しい用語ですが「履行期」と呼んでいます。

したがって決められた履行期の日数以上に支払いに手間取った場合は遅延利息も支払われることになるわけです。なかなか、給付金が支払われない場合は、当然不安になるはずですが調査が必要な場合であっても、保険会社は一定期間内に保険金・給付金を支払わなくてはなりません。

実際、保険金支払実務を行っている、医療機関が調査に対して非協力的であることも見受けられます。このような場合、支払の決定が遅れてしまいますので、保険金・給付金の請求者から医療機関へ協力していただけるように働きかけをしていただくことが重要です。

支払いの各プロセスは、約款に沿ったお客様との約束事を忠実に実現するためのプロセスでもあります。迅速な支払には、保険会社とお客様双方の協力なくしては、成り立ちません。